

公共事業評価監視委員会「回答」に対する辰巳の会の見解

2002年11月7日

兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会
事務局長 碓山 洋

当会が9月11日に石川県公共事業評価監視委員会に提出した「ミゾゴイの生息環境保全のための辰巳ダム再評価に関する申入書」に対する回答文書(10月9日付)が郵送で届きました。

この「回答」の内容は、県の行う公共事業再評価を監視するべき立場にある監視委員会の存在意義に関わる重大な問題をもつもので、申し入れを行った者として黙過することはできません。以下、簡単に、「回答」についての当会の見解を表明しておきます。

(1)監視委員会の所掌事務と社会的責務について

「回答」は、石川県公共事業評価監視委員会設置要領第2条を引用して、「したがって、当会では審議案件を自ら決定することはできず、貴職の辰巳ダム再評価の実施についての申し入れについてはお受けできません」としています。

設置要領第2条は、「県の求めに応じ、県が作成した再評価の結果及びこれに基づく対応方針案について審議し、意見を具申するものとする」としています。この条文だけを読めば、「県の求めがなければ再評価できない」となるかもしれません。

しかし、設置要領は手続きについて定めたものであり、再評価対象事業について監視委員会の側から県に何の提案もしてはいけないということにはなりません。当会の申し入れを委員会で検討して辰巳ダムの再評価をあらためて行うことが必要だということになれば、それを県に伝えればよいことです。監視委員会の提案を受けて、県が再評価を行うか行わないかは、県が判断すべきことで、県が再評価を判断し監視委員会が県の求めに応じて審議し意見を具申すれば、設置要領との関係でも何ら問題はありません。

監視委員会は、県が行う公共事業再評価を文字通り監視する委員会であり、県民は、県にたいして独立した立場にある第三者機関としての役割を期待しています。“県にいわれたことしかやらない”というのでは、第三者機関とはいえません。

そもそも、辰巳ダム建設事業は、1998年度に県が再評価対象事業として選んだ事業で

す。県は、監視委員会が継続を認める結論を出したことを根拠に、事業をすすめ、ミゾゴイの生息環境を破壊しつつあるのです。ミゾゴイの生息という事実を知らないままに継続の結論を出したことを、監視委員会が現時点でどのように考えるかが問われているのです。自らの結論が引き起こしつつある事態に目をふさぐことは許されることではありません。

要は、監視委員会が、県民の期待にこたえ、主体的、能動的に第三者機関としての役割を果たす意思をもつかどうかの問題です。今回、監視委員会が、設置要領の文言をせまく解釈して、何らの主体性、能動性も発揮しようとしていないことは、県民の期待を無視したものであるといわざるをえません。

(2)付帯意見について

当会の申入書が「辰巳ダム建設事業継続の条件とした付帯意見が遵守されることに責任をもつ立場から、付け替え道路の工事が続行されている事態に対し、工事の中止・休止・計画変更の勧告など、委員会として必要な対応をとってください」と求めたことに対して、回答文書は、「必要に応じ、しかるべき時期に事業者から当委員会に状況報告があるものと考えています」としています。

まったく主体性を欠いた態度で、自らが事業継続の条件とした付帯意見に対する責任に目をつぶるものだといわざるをえません。

当会の申入書は、絶滅危ぐ種・ミゾゴイの生息が確認されたにも関わらず付け替え道路の工事が続行されているという具体的事実を挙げて、「付帯意見は事実上無視されていると言わざるをえず、このまま工事が続行されるなら、委員会の存在意義が問われることにもなります」としたものです。いままさに進行している付帯意見無視の事実を示されても県からの報告待ちというのでは、何のための監視委員会かということになります。

状況報告の「必要」や「しかるべき時期」の判断をすべて県にまかせることは、監視委員会の任務を放棄するものです。

自らが辰巳ダム建設事業継続の条件とした付帯意見に反して、日本で個体数が3番目に少ない絶滅危ぐ種・ミゾゴイの生息環境が破壊されることを見過ごしにするのであれば、監視委員会は、自らの存在意義を否定し、県民に対する責任を放棄するものでしかありません。

全体として、今回の回答文書に示されているのは、「第三者機関」といいながら監視委

員会が主体性、能動性を何ら発揮せず、すべて県のいいなりになっているということです。このことは、県による市民団体に対する騙し討ちに川村國夫委員が関与し、その問題に関する公開質問状への回答を川村委員も川島良治委員長(当時)も拒否したこととあわせ、監視委員会の存在意義に対する根本的な疑念を県民にもたせるものです。

県公共事業評価監視委員会が、このような自主性を欠いた状態を脱し、県民の期待にこたえて「第三者機関」としての役割を果たすよう自己改革されること、当会の「ミゾゴイの生息環境保全のための辰巳ダム再評価に関する申入書」に応じられることを、つよく求めるものです。